平成 25 年 5 月 29 日

各　　位

会社名　　三菱重工業株式会社
代表者　　取締役社長　宮永　俊一
（コード番号 7011）
上場取引所　東　大　名　福　札
問合せ責任者　社長室広報部長　中山　明彦
（TEL03-6716-3111）

（開示事項の経過）当社製 2.4MW 風車に係る 米国テキサス州北部地区連邦地方裁判所の判決に関するお知らせ

平成 24 年 3 月 9 日付「当社製 2.4MW 風車に係る米国テキサス州北部地区連邦地方裁判所の陪審評決に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社及び MPSA 社[注1]は、米国 ゼネラル・エレクトリック社から、当社製 2.4MW 可変速風車が同社の保有する米国特許 2 件を侵害するとして損害賠償等を求める訴訟を米国テキサス州北部地区連邦地方裁判所に提起され、昨年 3 月に当社らに損害賠償義務を負わせる陪審評決が出されました。その後も同訴訟の第一審手続が継続しておりましたが、米国時間 5 月 28 日、当社らに約１７０百万米ドルの損害賠償の支払いを命じる判決が出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訴訟の相手方
（名　称）ゼネラル・エレクトリック社（以下、「GE 社」と表記します。）
（所在地）米国コネチカット州

２．一審判決に至る経緯

・平成 22 年 2 月 11 日	GE 社が訴訟を提起
・平成 24 年 2 月 10 日	同社の特許 1 件を無効（当社勝訴）とする略式判決
・平成 24 年 3 月 8 日	残りの特許 1 件について、当社らに約 170 百万米ドルの損害賠償義務を負わせる陪審評決
・平成 25 年 5 月 28 日	陪審評決に基づき当社らに約 170 百万米ドルの支払を命じる判決

３．一審判決の概要
昨年 3 月の陪審評決以降に審理されてきた「不公正行為」[注2]の成立を認めず、陪審評決どおり、当社製 2.4MW 可変速風車の GE 社の特許 1 件の侵害を認定し、当社及び MPSA 社に対して GE 社に約 170 百万米ドルの損害賠償の支払を命じるもの。

４．当社の見解

当社は、他社の知的財産権を尊重しており、判決対象の特許も侵害していないと考えており、また、今回の判決が GE 社の「不公正行為」を認定しなかった点は不当と考えております。「５．今後の見通し」に記載のとおり、当社の主張が認められるよう、必要な措置を講じていくこととしております。

なお、今回の判決対象の特許については現時点で米国特許商標庁にて再審査手続中であり、特許の有効性を否定する旨の審査官の通知が出ております。

５．今後の見通し

今回の一審判決に対しては、連邦巡回区控訴裁判所への控訴が可能です。今後、進展に応じて開示すべき事項等が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

６．業績への影響

今回の判決に伴う当社業績への影響については、現在精査中でありますので、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上

注１．MPSA 社（Mitsubishi Power Systems Americas, Inc.）は MHIA 社（Mitsubishi Heavy Industries America, Inc. 当社米国法人）の 100%子会社であり当社原動機事業の米国拠点です。

注２．米国特許出願に際し、特許性の判断に重要な情報（先行する類似技術等）を意図的に隠し米国特許商標庁を欺いた場合、特許権の権利行使ができなくなるものです。昨年 3 月の陪審審理とは別に、裁判官により審理されておりました。